



2017年5月2日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行  
(コード：7733、東証第1部)  
問合せ先 広報・IR部長 百武 鉄雄  
(TEL. 03-3340-2111(代))

## 譲渡制限付株式及び業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式及び業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2017年6月28日開催予定の第149期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、上記に関する取締役会での決議は、取締役会の任意の諮問機関であり過半数を社外取締役で構成する報酬委員会での審議結果を踏まえた上で行ってまいります。

### 1. 本制度の導入目的等

#### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。当社は、本制度導入により、役員報酬と当社の業績および株式価値との連動性を強化いたします。

#### (2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役に対して株式の付与のために報酬として金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）を支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

なお、2011年6月29日開催の第143期定時株主総会において、取締役の報酬は月額100百万円以内、賞与は年額350百万円以内、また、2013年6月26日開催の第145期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額は年額200百万円を上限としてご承認いただいております。本株主総会では、現行の月例報酬及び賞与のための報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。なお、本制度の導入に伴い、現行の株式報酬型ストックオプションは廃止し、今後取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

### 2. 本制度の概要

本制度は、一定期間継続して当社の取締役を務めることを条件とする「譲渡制限付株式報酬」と、当該条件に加え当社取締役会が予め定めた業績目標の達成を条件とする「業績連動型株式報酬」からなります。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、「譲渡制限付株式報酬」及び

「業績連動型株式報酬」を合わせて年額 500 百万円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は、「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」を合わせて年 15 万株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)等、本制度により当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

「譲渡制限付株式報酬」での当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

「業績連動型株式報酬」は、3 事業年度を対象期間とし、対象取締役の役位に基づいて算定する変動報酬標準額を取締役会が予め定めた業績指標の 3 事業年度終了時における達成度に応じて 0～150%の範囲で調整した金額に相当する数の当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度です。初回の対象期間は 2018 年 3 月 31 日に終了する事業年度から 2020 年 3 月 31 日に終了する事業年度であり、以後、前対象期間の最初の事業年度の翌事業年度から始まる連続した 3 事業年度が対象期間となります。

### 3. 執行役員に対する本制度の適用

本株主総会において、本制度の導入について承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、上記と同様の制度を適用する予定です。

以 上